

瀬戸市心身障害者医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第28号

瀬戸市心身障害者医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

(瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 瀬戸市心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)</u> を受けている者	(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による支援給付を受けている者

(4)及び(5) <省略>

(4)及び(5) <省略>

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）</u>を受けている者</p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</u></p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p>

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。